

## 2024年4月からすべての勤務医を対象に「残業規制」が始まります。

勤務医の先生方の健康と働く環境を確保する為労働時間の把握を進めましょう！

ポイント1

・複数の医療機関で勤務する場合には労働時間は通算されます。

ポイント2

・宿日直の勤務で、労働基準監督署の適用除外の許可(いわゆる宿日直許可)を得ていない場合には労働時間として計算されます。

皆さまの病院の宿日直勤務について、「宿日直許可」は取得済みですか？

- 1 許可基準に該当し、労働基準監督署の宿日直許可を受けた場合はその宿日直勤務の時間は「労働時間規制」から除外され、残業規制の時間規制を受けなくなります。
- 2 医師派遣を受けて、宿日直勤務をされている場合にはその宿日直勤務について、残業規制の時間規制を受けないだけでなく、派遣元の病院での「連続勤務規制・勤務間インターバル」で緩和された取り扱いになります。

無料

秘密厳守

私たち、沖縄県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）では、

- ・皆さまの病院の宿日直勤務についての勤務形態・労働条件などの見直しの相談
- ・労働基準監督署の行う宿日直許可・許可基準についての相談
- ・労働基準監督署に許可を申請する際の同行、同席しての相談

→まずは、お電話・メールでご連絡ください。ご都合に合わせ訪問させていただきます。

TEL・FAX : 098-988-1430 (相談無料) 受付: 平日 10:00~16:00

E-mail : [contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp](mailto:contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp)

※沖縄県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター（きんかいセンター））とは？

- ・医療従事者の勤務環境改善を目的に、沖縄県と沖縄労働局の委託を受けて設置されました。
- ・全国 47 都道府県に設置されており、沖縄県では沖縄県社会保険労務士会が受託・運営しています。
- ・特に、医師の働き方改革の推進に取り組んでいますが、すべての医療従事者を対象に、病院の労務管理について専門の社会保険労務士が相談に対応しています。

## 皆さまの病院の「宿日直許可」のご相談に4つの窓口で対応します！

### ① 厚生労働省本省にも相談窓口が R4.4 から設置されました

厚生労働省ホームページにメールフォームがありますので、そこからお問い合わせできます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24880.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html) 担当課：厚生労働省労働基準局労働条件政策課

### ② 沖縄県医療勤改センターでのご相談 表面の連絡先まで

### ③ お近くの労働基準監督署で相談することができます

### ④ 厚生労働省のサイトには多くの許可事例や FAQ も掲載中

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24880.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html)



## 宿日直検討の際のポイント

※必ず、引用の資料や最近の情報も確認ください

- 通常勤務の拘束から完全に開放された後のもの  
(通常勤務の継続ではない)
- 一般の宿日直業務以外は、特殊な措置を必要としない軽度  
又は短時間の業務に限る
- 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとれること
- 原則、宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度する
- 宿日直手当は、同種の労働者の一日平均賃金の1/3以上

ご相談お待ちしております！

※宿日直許可は、診療科、職種、時間帯などを限って得ることも可

※宿日直中に、通常と同態様の業務が稀に発生する場合には、宿日直の許可が得られる場合もある。通常と同態様の業務には、本来の賃金を支払う必要がある。

厚生労働省 R1基発0701第8号、S22発基17号より抜粋、編集

## 皆さまの病院では「宿日直許可申請」はお済みですか！

許可がない場合には、宿日直勤務の時間は「労働時間」として扱います。

## 「宿日直許可申請」の手続きの流れ、具体的な資料とは？

※このチラシの記載はイメージです。手順、添付資料などは申請先の労働基準監督署の指示に従って下さい

### ●「断続的な宿直又は日直勤務許可申請」の手続きの全体の流れ

1. 「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」(様式10号)の作成・提出
2. 労働基準監督署が「書面審査」
3. 「実地調査(訪問調査)」(勤務予定医師への聞き取りを含みます)



許可証の交付



### 申請書(様式10号)のイメージ

#### 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書 (記入例)

様式第10号 (第23条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)			
一般病院	勤改病院	市 丁目3-26 (-212-5766)			
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	7人	1人	自17時00分 から 至8時30分 まで	1か月に2回	10,000円
	就業設備	和室6畳、寝具一式2組、冬期暖房は電気コタツ			
勤務の態様	入院患者の急変の対応、時間外外来の急患への対応、看護師等への指示				
日直	総員数	1日の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1日の日直手当
	6人	1人	自8時30分 から 至17時30分 まで	2か月に1回	10,000円
	勤務の態様	入院患者の急変の対応、時間外外来の急患への対応			

令和3年3月30日

使用者 職名 勤改病院院長  
氏名 勤改 佳代



労働基準監督署 殿



**●申請時の添付書類例（他にも書類を求められることがあります、監督署で必ず確認を！）**

1. 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（様式 10 号）
2. 宿日直時の勤務態様について説明するもの（注 1：説明例）
3. 宿日直勤務者の賃金一覧表（注 2：宿日直手当額が 3 分の 1 を超えていることを計算したもの）
4. 平面図（宿直室の場所がわかるように色を付ける）
5. 宿日直の日誌のコピー（1 ヶ月分）※上記 2 の業務態様等について確認します
6. 賃金台帳（宿日直勤務対象の全員分）※上記 3 の計算の根拠数値を確認します
7. 宿日直勤務予定表（1 か月分）※宿日直許可基準の範囲の回数か確認します
8. タイムカード（宿日直勤務対象の全員分）※宿日直許可基準の範囲の回数か確認します

**注1:勤務態様の説明例 例え、次の項目について説明することが考えられます(様式は任意)**

- 1 病室等の定時巡回 [有（ 回・延約 分） ・ 無]
- 2 睡眠時間（ 時間）
- 3 問診等による診察等（軽度の処置を含む） [有（ 回・延約 分） ・ 無]
- 4 看護師等に対する指示、確認 [有（ 回・延約 分） ・ 無]
- 5 その他の業務（ ）

**注2:賃金一覧表の例（宿日直手当額が3分の1を超えていることの計算する任意の様式）**

番号	氏名	満年齢	基本給	諸手当		合計額	備考
				皆勤手当	技能手当		
1	医療 太郎	30	600,000	10,000	20,000	630,000	
2	勤務 花子	25	500,000	10,000		510,000	
3	環境 次郎	40	400,000	10,000		410,000	
4	改善 三郎	55	550,000			550,000	
5	支援 四朗	33	650,000			650,000	
6	セン タ子	41	700,000			700,000	
7							
8							
9							
10							
合計			3,400,000	30,000	20,000	3,450,000	

  

賃金合計額  
**3,450,000**

÷

労働者数  
**6**

÷

1か月平均労働日数  
**20**

÷3=

許可基準額  
**9,583**

≤

宿直・日直手当額  
**10,000**

  

事業場名  
勤改病院

使用者職氏名  
勤改病院長 勤改 佳代

※記載する諸手当は、労働基準法第 37 条の割増賃金の基礎となる賃金について記入してください